

カンボジアの司法 ～始審裁判所～

JICA長期派遣専門家

内山 淳

1 はじめに

前号までは、前提となる司法制度や各種法令等を紹介しつつ、カンボジアで現実の問題となっている事象を取り上げて、司法の実情をお伝えしてきた。

今号のテーマは、少し趣を変えて、司法の担い手である「裁判所」とした。特に、第一審を担当する「始審裁判所」（日本の地方裁判所に相当）に焦点を当ててみたい。カンボジアの司法の実情を考える上で、始審裁判所に関する実務的な基礎情報を概観することは、有益であると考えたので、取り上げる次第である。

なお、本稿で言及している各種データは、特に明記していない限り、2017年6月末現在のものである¹。

2 始審裁判所の所在地

カンボジアの面積は、約18万1,000 km²で、日本の都道府県に相当する「州」²（合計24州）と「都」（プノンペン）から成り立っている。カンボジアの人口は、約1,500万人である³。

カンボジアの始審裁判所は、基本的に、各州の州都に1か所ずつ設置され、合計24か所ある。唯一、裁判所が設置されていないのは、州面積が狭く、人口も少ないケップ州である。ケップ州の事件は、隣接するカンポット州の始審裁判所の管轄となっている。日本と異なり、各州には、裁判所の支部は存在せず、家庭裁判所や簡易裁判所も存在しない。

なお、控訴裁判所及び最高裁判所は、いずれも全国に1か所ずつで、プノンペンにのみ設置されている。

プノンペンから各始審裁判所がある州都までは、通常、車で移動するが、いずれも舗装された幹線道路（国道）がほぼ整備されている。ただし、片側1車線かつ中央分離帯未設置などの区間も多く、必ずしも高速走行に適しているわけではない。各州とも、州内の道路は、必ずしも舗装されておらず、赤土がむき出しの凸凹路も多いため、雨季になると、冠水や泥濘等で通行が著しく困難になる。

¹ 各種データについては、公表されている客観的資料や複数の関係者への聞き取りなどによって正確性を担保しているが、諸般の事情から、詳細には言及できない点があることについては、ご容赦願いたい。

本文中に列記するカンボジア法の条文については、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）のホームページ http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambo.html に掲載されているので、参照されたい。

² 州名の表記は、クメール語のスペリングや発音に合わせるのが望ましいが、既に慣行的な表記が定着しているため、原則としてそれに従った。各州の位置は、総務省統計局のホームページ http://www.stat.go.jp/info/meetings/cambodia/cies_bnd.htm を参照されたい。

³ 日本の面積は約37万8,000 km²（2016年、国土地理院）、日本の人口は約1億2,700万人（2015年、総務省統計局）。

プノンペンから各州都までの所要時間は、最も遠いラタナキリ州までは片道約8時間半かかる。その他でも、所要時間が5時間を超える州が多い。そのため、上訴や裁判所職員の業務出張等で、控訴裁判所や最高裁判所に行く場合、日帰りでの移動が難しい。

以上のような道路事情に加え、後述のように本人訴訟が多い現状からすると、プノンペンから離れた地域に住む当事者にとっては、裁判期日ごとに遠方へ通う困難さから、上訴を躊躇する事案があるのではないかと憂慮される。

3 始審裁判所の法廷

始審裁判所の建物は、新旧様々であり、デザインも多様である（後掲写真参照）。内戦前の建物が残っている始審裁判所もあるが、約3分の2の始審裁判所は、2000年以降に建築されている。もともと、事件数の増加等に伴い、現状の執務スペースが手狭になっているため、新しい法廷を含む新館の建設を進めている始審裁判所もある。

各始審裁判所の法廷数は、プノンペンのみ6か所であるが、その他は、1～3か所である。法廷は、民事・刑事で専用化せず、適宜、共用している。後述の事件数からすると、プノンペン始審裁判所の6か所も多いとは言い難い。

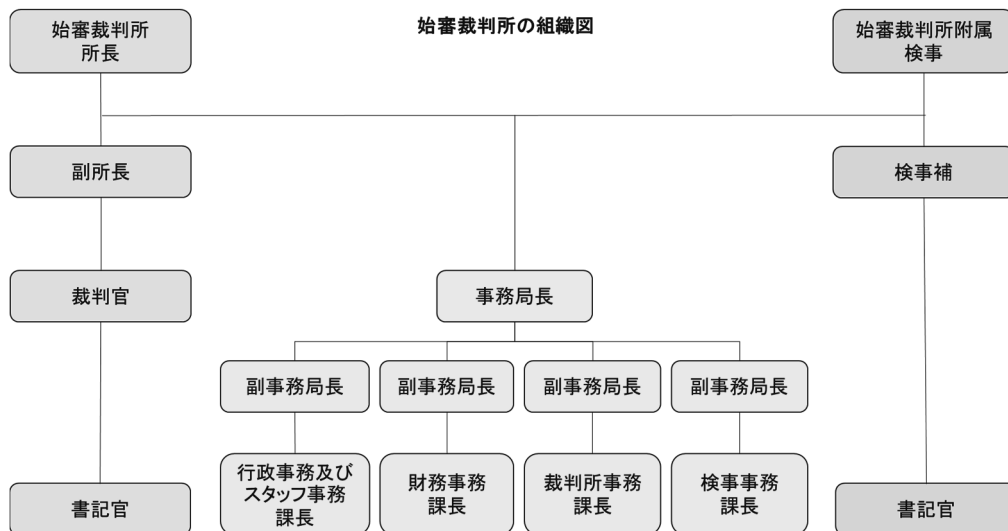
法廷内の配置は、日本とほぼ同じであり、正面に裁判官席、両脇に当事者席がある。正面に向かって、左側が原告（民事）又は検察官（刑事）席、右側が被告（民事）又は弁護人（刑事）席の場合が多い。フロアの中央には、被告人（刑事）又は証言席があり、その後方が傍聴席である。

裁判官席は、当事者席よりも高い位置にあり、日本と異なり、当事者席も、通常の床より高い位置にあるところが多い。証言席は、通常の床と同じ高さである。

この他、未成年者保護等のため、法廷内にテレビ（別室と接続している）や衝立がある始審裁判所も多い。また、裁判官席の背後には、国王の肖像写真などが掲示されている。

4 始審裁判所の組織構成

始審裁判所の組織は、裁判所構成法にも規定されており、「裁判所」「検察庁」「事務局」に分かれている。基本的には、以下の図のような組織構成である。



筆者作成

(1) 裁判所

裁判所は、所長、副所長（いずれも裁判官）、裁判官、裁判所書記官によって構成されている。日本の地方裁判所の所長と異なり、始審裁判所の所長及び副所長は、裁判を担当する。また、日本と異なり、裁判官は、民事・刑事で専門化しておらず、民事保全、強制執行等も含め、あらゆる種類の受理事件を担当する⁴。

(2) 検察庁

検察庁は、検事（日本の検事正に相当）、検事補（日本の検事に相当）、検察庁書記官（日本の検察事務官に相当）によって構成されている。日本と異なり、検察庁は、裁判所に付属する組織という位置付けである（裁判所構成法8条、第2章表題）⁵ ため、検察庁は、独立した庁舎ではなく、裁判所の敷地内にある。

なお、カンボジアの刑事法制は、旧宗主国フランスの支援によって整備され、その内容もフランス法の影響を受けているため、日本法とは大きく異なっている。

(3) 事務局

事務局は、事務局長、副事務局長、事務局公務員、契約スタッフによって構成されている。日本と異なり、事務局は、裁判所及び検察庁双方の事務を担当しており、司法省の管轄下にある（裁判所構成法10条、11条）。事務局の部署は、行政事務及びスタッフ事務課（司法行政や職員に関する事項等を所掌）、財務事務課（予算に関する事項等を所掌）、裁判所事務課（裁判所に関する事項等を所掌）、検事事務課（検察庁に関する事項等を所掌）という4つに分かれている。

(4) 人数

⁴ 法律上では、始審裁判所は、民事・刑事・商事・労働の各専門裁判所に分かれることになっている（裁判所構成法14条）。

⁵ 実際、各始審裁判所の看板には、クメール語で「〇〇州始審裁判所及び〇〇州始審裁判所附属検察庁」と記載されている。

始審裁判所全体での職員数は、裁判官（所長を含む）約210名、検察官（検事補を含む）約130名、書記官（検察庁を含む）約650名、事務局公務員（事務局長を含む）約370名である。首都プノンペン及びその周辺州、国際観光地がある州（シエムリアップ州、シハヌークビル州など）、国内の地域経済中心地がある州（バンテアイミエンチェイ州、バタンバン州など）の始審裁判所には、比較的多くの人員が配置されている。

もともと、正規職員のみでは人員が不足しているため、全ての裁判所で、正規の事務局公務員とは別に、事務局契約スタッフ（合計約480名）を採用している。

職員の中には、日本留学中の裁判官、クメール・ルージュ特別法廷や閣僚評議会に出向中の検事補、市役所に出向中の書記官等もいる。なお、法律上では、裁判官及び検察官の異動は、4年ごとになっている（裁判官及び検察官の地位に関する法律9条1項）。

始審裁判所全体での女性職員の占める割合は、裁判官約12.8%、検察官約10.8%、書記官約17.7%、事務局公務員約42.9%、事務局契約スタッフ約38.7%である。他方、日本の裁判官及び検事の女性の割合は、それぞれ約20.7%（2015年12月現在）、約22.9%（2016年3月現在）である（男女共同参画白書平成29年版、内閣府男女共同参画局）。

5 始審裁判所の事件数⁶

新規受理件数は、基本的に人口の多寡による影響が大きい。例えば、民事訴訟事件及び非訴訟事件の年間新規受理件数が1,000件を超えるのは、首都及びその周辺州や地域経済中心地の州であり、いずれも人口が多い州である。他方、それらの年間新規受理件数が500件を下回るのは、いずれも人口が少ない州である。

刑事裁判を含めた裁判官1人当たりの処理件数は、年間200件を超える裁判所がある一方で、年間100件以下の裁判所があり、地域による仕事量の差が大きい。

刑事裁判については、新規受理件数が民事訴訟事件及び非訴訟事件の新規受理件数に匹敵する裁判所も多い。カンボジアでは裁判官が民事・刑事を区別せずに担当するため、刑事裁判を処理する負担も大きい。

未処理件数を増加させる大きな要因としては、書記官等の人員不足、当事者の不出頭や所在不明、送達や強制執行等の手続における過大な所要時間、緊急性のある刑事事件の優先処理等が挙げられる。

（1）民事訴訟事件及び非訴訟事件⁷

2016年における両事件の新規受理件数は、合計約2万件になる。このうち、プノンペン始審裁判所の占める割合は、約24%である。

2015年未処理件数と2016年新規受理件数が合計約3万件、2016年処理件数

⁶ 氏名等変更の訴えについては、通常の「民事訴訟事件」に分類する裁判所と「非訴訟事件」に分類する裁判所とに分かれているため、事件数の集計に影響している。

⁷ ここでの分類では、「民事訴訟事件」には、日本の人事訴訟事件に相当するものを含む。「非訴訟事件」には、日本の非訟事件や家事事件に相当するものを含む。

が約1万7,000件である。2015年未処理件数と2016年未処理件数を比べると、約14%増である。

(2) 民事保全事件

2016年における新規受理件数は、約2,100件であり、プノンペン始審裁判所の占める割合は、約36%である。

2015年未処理件数と2016年新規受理件数が合計約2,600件、2016年処理件数が約1,800件である。2015年未処理件数と2016年未処理件数を比べると、約49%増である。

(3) 強制執行事件

2016年における新規受理件数は、約1,100件であり、プノンペン始審裁判所の占める割合は、約16%である。

2015年未処理件数と2016年新規受理件数が合計約2,900件、2016年処理件数が約600件である。2015年未処理件数と2016年未処理件数を比べると、約27%増である。

強制執行事件については、他の類型と異なり、全ての裁判所で処理件数よりも未処理件数の方が多く、その差も大きいことから、強制執行の処理が特に困難であるという実情が数値上も顕著に表れている。

6 始審裁判所の事件類型

いずれの始審裁判所でも、受理する事件類型としては、圧倒的に「氏名等変更」が多く、受理件数の大半を占める。それ以外では、「離婚⁸」や「貸金返還」が多い。

離婚事件に関しては、貧しい世帯が多いため、財産分割はあまり問題にならないが、多子の世帯が多いため、親権者の指定に関する争いが多い。貸金返還請求事件に関しては、カンボジアでは、いわゆるマイクロ・ファイナンスが普及していることから、これらに関連する事案が多い。

本案訴訟として貸金返還請求事件が多いためか、保全事件では、不動産（土地）仮差押の事案が多く、強制執行事件でも、不動産強制売却や土地明渡しなどの不動産（土地）に関するものが多い。その他では、動産（バイク）仮差押の事案も比較的多いようであるが、債権に関する保全処分又は強制執行の事案はほとんどない。

和解や訴え取下げ等の判決に至らずに終結する事件については、いずれも件数は非常に少ない。

和解に関しては、カンボジア民事訴訟法は、「弁論準備手続においては、裁判所は、相当でないとする場合を除き、まず和解を試みなければならない。」（104条）、「裁判所は、訴訟がいかなる段階にあるかを問わず、和解を試みることができる。」（97条）と規定し、積極的に和解ができるように工夫しているが、いずれの裁判所でも和解の件数は多くない。主な理由と

⁸ カンボジアでは、合意離婚でも裁判所への申立てが必要（民法979条）。

しては、当事者は、訴訟提起前に話し合いをしており、訴えを提起するのは、最終手段であつて、話し合いの余地がなくなった場合である事案が多いため、裁判官が和解を促しても、当事者が容易には譲歩しないことなどが挙げられる。

訴え取下げに関しては、離婚事件が多い。主な理由としては、夫婦間で再び話し合った結果、よりを戻して婚姻継続に至ったことなどが挙げられる。

7 始審裁判所における裁判に要する時間

裁判に要する時間⁹については、以下のとおりである。なお、日本の地方裁判所における2015年の通常訴訟の平均審理期間は、8.8か月である（裁判所データブック2016，最高裁判所）。

(1) 民事訴訟事件

通常の事案で、送達が問題なく行われれば、2～3か月程度である。

他方、当事者や代理人弁護士が延期を繰り返す事案、土地測量等の専門家の協力が必要な事案、未登記土地で広さ等が特定できない事案などでは、1年以上かかることもある。

(2) 非訴訟事件

あまり時間がかからないことが多い。

氏名等訂正の訴えであれば、数日～1週間程度である。訴えの性質上、受験や就職の直前期における申立てが多いため、当事者の便宜を考え、迅速に処理している。

合意離婚事件で、特段の争点がなければ、1～2週間程度である。他方、財産分割や親権者指定に争いがある事案、夫婦の一方が出稼ぎ等で外国に住んでいるため、送達等が困難な事案などでは、かなり時間がかかる。

(3) 民事保全事件

あまり時間がかからないことが多い。

不動産仮差押であれば、数日程度である。仮の地位を定める仮処分の申立ては、審尋が必要なため、10日間程度かかる。保全執行¹⁰は、多くの場合では、登記官に嘱託するだけであるため、2週間くらいで完了する。

(4) 強制執行事件

通常の事案で、執行妨害がない場合でも、3～6か月程度かかることがあり、1～2年かかる事例もある。

時間がかかる理由としては、「強制売却の際、最低売却価額が高くて買受人が付かない」「土地上に不法占有者がいるため、追い出す必要がある」「国民一般の意識として、争いがある土地を買うことを好まない」「土地の権利関係者が多い」「強制売却において、土地の

⁹ ここでは、訴え提起から第一審判決言渡しまでの期間、保全申立てから保全決定までの期間、強制執行申立てから執行完了までの期間を意味する。判決等の確定までの期間ではない。

各始審裁判所では裁判に要する時間に特化したデータを収集していないため、関係者から聞き取った内容を基にしている。客観性に乏しい点は否めないが、実態を理解する一助になると考え、記載した。

¹⁰ カンボジアでは、実務上、同一の裁判所が民事保全に引き続いて保全執行を担当する場合でも、改めて保全執行の申立てが必要とされている。

評価に時間がかかる上、複数の評価人に依頼すると、それぞれの評価額が大きく異なり、最低売却価額を決めにくい」などが挙げられる。

8 始審裁判所における民事事件で弁護士が付く割合

民事事件で弁護士が代理人となる事件数は、受案件数の30%以下という裁判所が多い¹¹。要因としては、弁護士の数が少ないこと、経済的余裕のない人が多いことなどが考えられる。逆に、主として、銀行等の金融機関が当事者の場合や争う金額が大きい場合などには、弁護士が付く傾向にある。

また、首都プノンペン、シェムリアップ州、シハヌークビル州などでは、割合が高い。要因としては、弁護士の数が比較的多いこと、経済的余裕のある人が多いこと、物価等との関係で争う金額が大きくなりやすく、弁護士を依頼する必要性が高まること、商業的な事案では顧問弁護士に依頼できることなどが考えられる。

なお、日本の地方裁判所で2015年に終局した第一審通常訴訟において、双方又は一方の当事者に弁護士が付く民事事件の割合は、約86%である（司法統計平成27年度版、最高裁判所）。

9 おわりに

以上のように、各種データを通じて「始審裁判所」を概観し、カンボジアの司法を垣間見えてきた。数値化されたデータは、あくまでも一時点を切り取ったものに過ぎないが、日本の場合と比較することによって、カンボジアの司法の実態を少なからず浮かび上がらせることができる。

もっとも、数値化した情報だけを単純に比較すると、日本よりもカンボジアの方が円滑に運用されているように見える項目もある。しかし、必ずしもそれが実態を反映しているとは限らない。「数値化しやすい情報」だけでなく、「数値化しにくい情報」にも注意しながら、実態の把握に努める必要がある。数値化による「分かりやすさ」と「危うさ」は、カンボジアの司法を理解する上でも異ならないと思われる。

¹¹ 裁判に要する時間の場合と同様、各始審裁判所では民事事件で弁護士が代理人となる事件数に特化したデータを収集していないことから、関係者から聞き取った内容を基にしている。

【参考】 始審裁判所の建物の一例（いずれも筆者撮影。2017年）



プノンペン始審裁判所



シェムリアップ始審裁判所



バタンバン始審裁判所



コッコン始審裁判所



ラタナキリ始審裁判所



ストウントラエン始審裁判所